

## 社会福祉法人翼会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翼会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費（以下「報酬等」という。）について定める。

### (報酬等の支給)

第2条 1役員等に対し、別表1の業務に応じた報酬等を支給する。

### (職員を兼務する理事の報酬等)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給する理事及び評議員選任・解任委員については、本規程に基づく報酬等を支給しない。

### (報酬等の支給日及び支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、報酬等の対象となる業務に出席及び出張した翌月の15日（金融機関の休業日にあたる場合は、直前の営業日）に口座振込により支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬額等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和元年6月20日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
評議員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）を支給する
上記の他、法人及び施設の業務のための出張	日額 10,000円	

(2) 理事

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会、評議員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）を支給する
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	

(3) 監事

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会、評議員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）を支給する
監事監査	日額 10,000円	
理事長が指定する研修会等への参加	日額 10,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	支給しない

(4) 評議員選任・解任委員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	

(5) 第三者委員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
第三者委員会への出席	日額 10,000円	支給しない
理事長が指定する研修会等への参加	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	支給しない